

大和市就学援助に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年2月23日

大和市教育委員会

委員長 青 蔭 文 雄

## 大和市教育委員会規則第2号

### 大和市就学援助に関する規則の一部を改正する規則

大和市就学援助に関する規則（平成20年大和市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「学校教育法」の次に「（昭和22年法律第26号）」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第2条第1項中「又は」を「若しくは」に改め、「生徒の保護者」の次に「又は本市に住所を有し、神奈川県立の中等教育学校（前期課程に限る。）に就学している生徒の保護者」を加え、「以下の」を「次の」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項ただし書を削り、同項第1号中「生活保護法」の次に「（昭和25年法律第144号）」を加える。

第3条第1項中「行なう」を「行う」に改める。

第4条中「各号の一」を「要件」に改める。

### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。